

1 中華人民共和国反不正当竞争法（2025改正）

2 データ越境移転に係る安全評価申請ガイドライン（第三版）

1. 全国人民代表大会常務委員会による「中華人民共和国反不正当竞争法（2025改正）」

2025年6月27日、全国人民代表大会常務委員会により「中華人民共和国反不正当竞争法（2025改正）」（以下「本法」という）が公布され、2025年10月15日より施行される。本法の改正において、反不正当竞争行為、反不正当竞争に対する監督管理及び処罰に関する規定が拡充された。主な内容は以下の通りである。

(1) 規制の対象となる混同惹起行為の態様の追加

本法の第7条により、事業者は、他人のある一定の影響力を有するアカウント名、アプリケーション名称やアイコンを無断で使用したり、他人のある一定の影響力を有する商品名、企業名などを自己の検索キーワードに設定し混同を招く行為をしてはならない。また、事業者は、他人が混同惹起行為を実施するのを幫助してはならない。

(2) 商業賄賂の規制の強化

本法の第8条では、「贈賄・収賄ともに取り締まる」ことを堅持し、現行の贈賄を禁止する旨の規定に加え、組織及び個人は、取引活動において、収賄行為を行ってはならない旨の規定もさらに追記された。

(3) インターネット上の反不正当竞争行為に対する監督管理制度の整備

まず、本法の第14条により、プラットフォームの事業者は、自己の価格設定ルールに従い、原価を下回る価格で商品を販売するようプラットフォーム内の事業者に強制し若しくは他の形式を通じて強制し、市場競争の秩序を乱すような行為をしてはならない。

次に、本法の第21条に基づき、プラットフォーム事業者は、法に依拠しプラットフォームサービス協議書及び取引ルールにおいて、プラットフォーム内の公平競争ルールを明記し、プラットフォーム内の事業者による反不正当竞争行為を適時制止するために必要な措置を講じなければならな

い。

さらに、本法の第13条では、技術的手段の定義が拡張された。事業者は、データ及びアルゴリズム、技術、プラットフォームルールなどを利用し、悪意の取引などの反不正当竞争行為を実施してはならない。

(4) 監督管理措置の充実化及び処罰の調整

監督管理措置の充実化については、本法の第18条により、事業者が本法規定に違反する行為を行っている疑いがある場合、監督検査部門は、当該責任者に対する事情聴取を行い、是正措置を速やかに講じるよう命じることができる。

処罰の強化については、本法の第24条では、商業賄賂を実施した事業者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者などの「個人にも処罰が及ぶ」旨の規定が新たに追加された。また、取引活動において、賄賂を受け取った組織及び個人に対する罰則も追加された。

（全国人民代表大会常務委員会2025年6月27日公布、2025年10月15日施行）

2. 国家インターネット情報弁公室による「データ越境移転に係る安全評価申請ガイドライン（第三版）」

2025年6月27日、国家インターネット情報弁公室により「データ越境移転に係る安全評価申請ガイドライン（第三版）」（以下「ガイドライン」という）が公布された。ガイドラインでは、データ越境移転の安全評価申請材料、オンライン申請手順及び評価結果期限延長条件を明確化している。

今回のガイドラインにおいては、申請材料の最適化（それには、法人/担当者の身分証、リスク自己評価報告書、海外の受け手との契約などが含まれる）及びオンライン申請プロセスの詳細化（データ取扱者が安全評価の有効期限を延長するための条件、その手続き及び必要な材料、評価の有効期間満了前60業務日以内に申請可能であることなどの内容が含まれる）が行われている。主

なポイントは以下の通りである。

(1) オンライン申告システム運用ガイドラインの追加

ガイドラインでは、データ越境安全評価の申告は、主にオンラインで行われ、オフラインの申告によって補完するというルールが述べられており、第2条「申告の方法およびプロセス」では、データ越境申告システム (<https://sjcj.cac.gov.cn/>) の具体的な運用に関する詳細なガイドラインが示されている。そのうち、「補正訂正の材料と審査進捗状況の照会」条項では、国家インターネット情報弁公室は、評価項目の受理通知書が発行された後、直ちにデータ越境安全評価を実施する義務が追加され、データ処理者は申告システムを通じて適時に審査進捗状況を照会できることが明示された。従って、現段階では、国家インターネット情報弁公室は、適時に評価の進捗状況をシステムにアップロードすべきであると理解している。

(2) 評価結果の有効期間の延長申請の明確

「評価結果の有効期間の延長申請」は、ガイドラインに実質的に追加されたものであり、「データの越境流通の促進及び規制に関する規定」(国家インターネット情報弁公室令第16号) 第9条に対応したものである。

ガイドラインによると、データ越境安全評価結果の有効期間が満了した場合、以下の条件を満たす申請者は、有効期間満了の60営業日前に評価結果の有効期間の延長を提出することができる。

- ① データ越境の目的、範囲などに変更はない。

- ② データの処理者と海外の受け手などに変更はない。
- ③ 個人情報の越境が関係する場合、今後3年間に関係する自然人の人数の増加は、当初の評価の結果にて過去3年間に付与された越境の人数の20%を超えないものとする。
- ④ 重要な越境データが含まれる場合、今後3年間ににおける越境データのサイズ (MB/GB/TB) の増加は、当初の評価の結果にて過去3年間に付与された越境データのサイズの20%を超えないものとする。
- ⑤ 海外の受け手との間で締結された法的文書は、「データの越境流通の促進及び規制に関する規定」の第9条に準拠している。
- ⑥ 過去3年間のデータ越境活動は、評価結果の通知書を厳守して実施されており、重大なデータ・セキュリティ・インシデントは発生していない。

(3) 形式のさらなる最適化

ガイドラインは、上記のような内容の上の重大な変更に加え、形式的な最適化も行っている。例えば、評価結果の有効期の延長申請手続きが新たに追加されたため、それに伴い評価結果の有効期の延長申請書のテンプレートが添付ファイルに増加されたこと、以前の申告書バージョンにおけるデータ越境場面の2. 及びデータ越境場面の3. が簡略化されたことなどが挙げられる。

(国家インターネット情報弁公室2025年6月27日公布・施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。